

## 議案第39号

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和5年9月6日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

### 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年3月目黒区条例第35号）  
の一部を次のように改正する。

第11条第2項第1号中「同じ。）」の次に「又はパートナーシップ関係（  
双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーと  
して、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約  
した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関  
係をいう。）の相手方」を加える。

#### 付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

（幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年3  
月目黒区条例第3号）の一部を次のように改正する。

付則第3項中「引き続き」の次に「、配偶者を有しない場合（幼稚園教育  
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和5年 月目黒区条例第

号）の施行の日以後にあっては、配偶者及びパートナーシップ関係（双  
方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーと  
して、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを  
約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間  
の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）

のいずれも有しない場合)で、かつ」を加える。

付則第4項中「が配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

付則第6項中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を、「生じた日」の次に「(幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和5年 月目黒区条例第 号)の施行の日前にパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合は、同日)」を加える。

(説明) 扶養手当の支給において、パートナーシップ関係の相手方を配偶者と同等の取扱いとするため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。